

# 令和3年第8回教育委員会定例会議事録

令和3年8月5日

東久留米市教育委員会

令和3年第8回教育委員会定例会

令和3年8月5日(木) 午前9時32分開会  
市役所7階701会議室

- 議題 第1 議案第20号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について  
第2 議案第21号 「令和3年度(令和2年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について  
第3 議案第22号 令和3年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)について  
第4 教育長報告  
①新型コロナウイルス感染症の対応について  
②東久留米市第二次特別支援教育推進計画策定の進捗について  
③その他  
第5 教育委員報告  
①学校だよりから  
②令和3年度東京都市町村教育委員会連合会研修推進委員会の報告  
③その他

---

出席者(5人)

教 育 長	土 屋 健 治
委 員	宮 下 英 雄
(教育長職務代理者)	
委 員	尾 関 謙 一 郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	馬 場 そ わ か

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	山 下 一 美
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	島 崎 律 照
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

---

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

---

傍聴者 5人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時32分)

- 土屋教育長 これより令和3年第8回教育委員会定例会を開会します。  
委員は全員出席ですので会議は成立しています。
- 

◎議事録署名委員の指名

- 土屋教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は宮下委員にお願いします。  
○宮下教育委員 分かりました。
- 

◎会議の進め方

- 土屋教育長 これより公開の会議に入ります。
- 

◎傍聴について

- 土屋教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。  
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。  
○土屋教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴席の間隔をできるだけ空けていること、窓と扉を開けて換気を行うなど行っていますが、マスクをしていただくなどの個々の対策もおとりいただきますようお願いいたします。また、資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

---

◎議事録の承認

- 土屋教育長 議事録の承認に入ります。7月8日に開催しました第7回定例会についてご確認をいただきました。特にご連絡はいただきませんでした。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

---

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 土屋教育長 日程第1、「議案第20号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。  
○山下教育部長 「議案第20号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」、本日令和3年8月5日、議案を提出するものです。提案理由ですが、委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。  
○板倉生涯学習課長 「議案第20号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」補足説明します。文化財保護審議会は文化財保護法第190条第1項に基づき設置されており、その職務については市の文化財保護条例第38条において「教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存および活用に関する重要事項を調査審議しならびにこれらの事項について教育委員会に建議する。」と規定されています。一方、同条例第39条において、教育委員会は市の文化財の指定及びその解除のほか、教育委員会が必要と認める事項について文化財保護審議会に諮問しなければならないこととされています。

審議会の委員については10人以内で組織すると規定され、学識経験者など文化財に関

し広くかつ高い見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱することが定められています。

任期は2年と規定されており、現在の任期が令和3年8月5日までとなっていることに伴い、令和3年8月6日から令和5年8月5日までの2年間について新たに委員を委嘱するものです。このたび上程しました文化財保護審議会委員の名簿案についてはお手元ご配付のとおりですが、ここに挙げた10名のうち8名は以前からの再任となっています。

ここで新たな委員候補となっています2名の新委員についてご紹介します。野本氏は日本近世史がご専門で、現在は東北大学東北アジア研究センターに籍を置いて近世の地域政治史について研究されており、論文の発表、書籍など、数多くの執筆や古文書に関する講師を務めるなど、幅広い活躍をされていらっしゃいます。また、2013年からは狛江市市史編纂専門委員として市史編纂のための調査研究にも携わっています。飯田氏は日本考古学がご専門で、旧石器時代について研究されており、現在は東京国立博物館の考古室研究員を務めていらっしゃいます。2014年から2015年までは東久留米市埋蔵文化財調査団において主任調査員として、市の埋蔵文化財調査にもご尽力いただきました。また、現在も埋蔵文化財調査団の参与として、遺跡の発掘調査、出土品の整理などにもご助言をいただいています。

○土屋教育長 ご質問はありますか。

○尾関教育委員 お二人の年齢はお幾つぐらいですか。

○板倉生涯学習課長 お二人とも40代です。

○尾関教育委員 若い方にやっていただいてありがたいですね。

○土屋教育長 よろしければ以上で質問を終わります。

これより議案第20号の討論に入ります。

○宮下教育委員 討論なし。

○土屋教育長 討論省略と認めます。以上で議案第20号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第20号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第20号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○土屋教育長 日程第2、「議案第21号「令和3年度（令和2年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○山下教育部長 「議案第21号『令和3年度（令和2年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書』の策定について」、本日令和3年8月5日、議案を提出するものです。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられているためです。詳しくは教育総務課長から説明します。

○栗岡教育総務課長 議案第21号について補足説明をします。「令和3年度（令和2年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」は、令和元年度から令和5年度までの5か年を計画期間とする第二次東久留米市教育振興基本計画を達成するために策定しました令和2年度事業計画に掲げた89の事業を対

象に、教育委員会及び有識者により点検及び評価を行ったものです。個別の事業内容については5月以降所管課ごとに説明してきましたので、ここでは省略します。

有識者には教育委員会の各所管が策定した取組状況の実績及び評価案を含めて評価していただき、さらに有識者による評価も含め、最終的に本日教育委員会にてご審議いただくものです。教育委員の皆様には報告書の素案段階から所管課から個別事業の実績や評価について説明を行い、その場でいただきましたご意見や表現についてのご助言等も踏まえて修正を行ってきました。

報告書の構成について説明します。2ページから4ページまでは89の対象事業の評価ごとの内訳を記載しています。取組状況の評価は「達成」「前進」「進行中」「停滞」の4段階、今後の方向は「拡充」「継続」「改善」「縮小」「終了」の5段階としています。取組状況を「停滞」としたのですが、新型コロナウイルス感染症対策のために事業の開催を見合わせたものが6件、今後の方向を「改善」としたものは「停滞」と評価した6件と、新型コロナウイルス感染症対策に直接影響を受けなかったものの、内容自体を見直す必要があると評価した各職層の教員を対象とする研修会の、合わせて7件となりました。

続いて、5ページからの「令和2年度事業計画と教育振興基本計画の位置付け」は、施策体系に基づく89の対象事業の一覧です。表の右側の「有識者評価項目」に○印があるものについては、有識者による第二次評価を行った事業となっています。

14ページから109ページまでが事業の個別シートの構成となっています。

110ページでは、報告書の策定に当たって評価をお願いしていました東京理科大学特任教授の並木正先生と前聖徳大学大学院教職研究科教授の廣嶋憲一郎先生に6月25日に開催しました報告書の説明会にご出席いただき、また、本市の学校教育の現場も視察していただきました。説明会当日は教育委員の皆様にもオブザーバーとしてご出席いただき、2名の有識者の個別評価及び111ページからの施策体系に沿った全体評価については、既に委員の皆様にもお知らせをしています。

令和4年度の予算編成及び事業計画を策定していくに当たっては、この施策体系に沿っていただいたご意見を踏まえ、計画策定の参考にさせていただきたいと考えています。

今後の予定ですが、本日ご承認をいただければ、明日の庁議で報告後、議会に情報提供を行い、ホームページ等でも公表していきたいと考えています。以上です。

○土屋教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

よろしければ、これより議案第21号の討論に入ります。

○宮下教育委員 本議題に賛成の立場で感想を述べさせていただきます。

令和2年度は誰も経験したことのない予測困難なコロナ禍に見舞われた1年間でした。当初計画されていた事業の多くが「進行中」や「継続」、「停滞」や「改善」を余儀なくさせられました。実施された事業についても、かつてでは考えられないほどの最新の対応が行われていたと感じています。事務局のご尽力にまずもって敬意を払うとともに、関係各位、関係機関のご協力、ご支援に感謝を申し上げるところです。

私からはお二人の有識者の評価から、3点ほど感想を述べさせていただきます。

1点目です。有識者からは89にわたる具体的な施策内容の中から11項目が評価対象として抽出されています。その項目は自己肯定感や自己有用感の醸成、学校におけるいじめ問題への支援、ICT機器活用と研修、小中連携指導、ALTの配置と活用など、多岐にわたっています。有識者の方々は教育行政及び人事行政の経験者であり、校長としての学校経営の責任者でもあり、今までの経験値から適切に項目を選定し、評価していただき

ました。説明会に同席した私たち教育委員との意見交換の際にも、経験値に基づく発言を強く感じました。

2点目は、特に増加傾向にあるいじめや不登校に関する事項についてのご見解です。その要因となる多様な側面への気づき、表情や行動の変化への気づき、その認識が重要であると強調されています。また、新たにタブレット端末、チャット機能がいじめ道具とならないようにとの示唆もいただきました。まずは迅速な対応の必要性を強調されるとともに、重大事態の発生を未然に防ぐには、きめ細かな情報交換が必要であるとの示唆をいただきました。また、健やかな心と体の育成には地場産農産物の活用や食生活の重要性へのメッセージが重要であるとの観点から、学校における食育の推進についての言及がありました。この視点はSDGsにも窺（うかが）える行動実践が期待できると感じられました。食から東久留米の文化、歴史を知るよい機会になると考えられました。まさにオーラルヒストリー「語ろう！東久留米」の関心を高めることにつながるのではないかと思います。

3点目は、心に響く強いメッセージが語られていることです。学校管理職には東久留米で育つ児童・生徒像を明確にして職員に周知し、地域に根差した教育に邁進してほしい。パンチ力のある強力なメッセージではないかと強く感じました。このことは、学校組織のみならず教育委員会事務局においても同様な指摘事項として考えなければなりません。事務局職員一人ひとりが89の施策内容の全体を理解しながら、自己の職務を実践しているかという意識形成が必要と考えられます。当然ながら、このことは教育委員にも同様なことが求められていると自覚を強くしているところです。

なお、有識者の評価に対して市側の評価ですが、もう少し数値を明確にして評価できる部分があるのではないかと改めて思いました。各シートの二つ目の囲みに目標がありますからこの目標に対して言葉による説明に加え、何%実施できたのかが示されることにより、評価が明確になります。それにより次年度目標も明確になってくるのではないかと強く感じました。私からは以上です。

○土屋教育長 ほかにありますか。

○尾関教育委員 宮下委員のご意見に付け加えます。

114ページの有識者の評価文の中に「トイレの洋式化率100%を早く実現できるように」とあります。予算を編成するのは市長部局ですが、そこに対して教育委員会はもっと強くアピールして達成していくことが必要なのではないかと思います。トイレの洋式化は単なる設備の問題ではなく、健康面、いじめ、不登校などにもつながる重要な問題であると指摘されています。

○土屋教育長 以上で議案第21号に係る討論を終了します。

これより採決に入ります。「議案第21号 「令和3年度（令和2年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員挙手です。よって、議案第21号は承認することに決しました。

---

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○土屋教育長 日程第3、「議案第22号 令和3年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○山下教育部長 「議案第22号 令和3年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算

(案)について、本日、令和3年8月5日、議案を提出するものです。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは指導室長及び各所管課長から説明します。

- 栗岡教育総務課長 「議案第22号 令和3年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)について」担当課ごとに補足説明をします。

教育総務課所管分についてです。資料の2枚目をご覧ください。中段の《歳入予算のみに関わるもの》として、「1 小学校改修事業(第九小学校西校舎棟中規模改造他工事)」です。当該工事については今年度実施する事業として工事費の予算は計上していますが、トイレ整備に係る東京都の補助金は令和2年度までとされていたため歳入予算には計上していませんでした。このたび東京都がこの補助制度を令和4年度まで延長することとしたため、歳入予算の都補助金として773万4,000円を新たに計上するものです。

次に、2ページの3番と3ページの6番の「校内通信ネットワーク環境整備事業」についてです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、小学校と中学校の体育館に無線LANアクセスポイントを配備し、GIGA端末を使った学習活動の活用方法に広がりを持たせることでICT教育環境の向上を図ることを目的として、小学校12校分1,573万円、中学校7校分1,023万円をそれぞれ計上するものです。

続いて、2ページの4番と5番、3ページの7番は工事請負費、総額で12億6,092万8,000円の減額です。当該事業は令和3年度予算にて予算計上していましたが、本年2月に国の補正予算で当該事業に係る補助金の事業採択が内定したことに伴い、令和2年度の3月補正予算に予算計上し、3年度事業への繰越事業としました。国の補助金の内定を受けた時点では令和3年度予算の予算編成が終了しており、要求を取り下げることができなかつたため、この9月補正予算で3年度当初予算に計上している歳入の国費及び歳出予算を減額するものです。

続いて、3ページの中段《歳出予算のみに関わるもの》の「1 小学校改修事業(小山小学校増改築基本設計委託)」です。本年4月の法改正により小学校は今後段階的に1クラス35人編制となりますが、小山小学校の学区域は宅地開発により児童数が増加しているため、現在の12学級から令和7年度には18学級まで増加すると見込まれています。現在の校舎棟では必要となる教室数に不足が生じるため、増改築に向けた基本設計委託を行い、今後の教室整備を進めていくものです。「2 中学校改修事業(南中学校トイレ改修に係る実施設計委託)」です。トイレ改修工事に係る東京都の補助金が令和4年度まで延長されたため、これを活用して洋式化率の低い南中学校のトイレ改修工事を来年度に実施していくための設計委託を行うものです。以上です。

- 椿田指導室長 指導室の事業です。1ページの下段にあります「1 オリンピック・パラリンピック教育推進校事業【東京都受託事業】」をご覧ください。オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を踏まえ、児童・生徒がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、わが国と世界各国の歴史、文化、習慣などを学び、交流することを通じて国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようになることを目指す事業です。

都内全校指定の事業とアワード校や文化プログラム学校連携事業があり、本市では文化プログラム学校連携事業として第二小学校、第五小学校、第十小学校の3校が指定を受けています。実施する事業や該当校指定について都から7月以降の連絡となり、都から支払われる事業費が確定となったため補正を行うものです。

続いて、2ページの上にあります「2 人権尊重教育推進校事業・安全教育推進校事業

【東京都受託事業】」をご覧ください。都からの委託事業として指定を受け、市は事業を実施し、都はその経費を委託費として支払うことになっています。今年度は人権尊重教育推進校として神宝小学校が、安全教育推進校として第九小学校が指定を受けました。人権尊重教育推進校は人権教育の推進及び諸課題の解決や差別意識の解消を図るとともに、権利や義務、自由と責任などについて認識を深め、公共心を持ち、自律した個人を育てる研究を行うものです。安全教育推進校は自らが危険を予測し回避する能力や、地域社会の安全に役立つとする力を身に付け、意図的、計画的に生活安全、交通安全、災害安全の各領域について取り組み、バランスよく安全教育を推進する事業です。いずれも今年度から2年間の研究を行う新規事業であるため、事業計画書に基づき補正を行うものです。

○板倉生涯学習課長 生涯学習課の事業になります。3ページが一番下の「3 南町運動広場防球ネット増設工事」をご覧ください。東村山都市計画道路3・4・11号線の供用開始に向け、南町運動広場の防球ネットを増設する必要があるためです。

○土屋教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

なければこれより議案第22号の討論に入ります。

○宮下教育委員 討論なし。

○土屋教育長 討論省略と認めます。以上で、議案第22号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第22号 令和3年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員挙手です。よって、議案第22号は承認することに決しました。

---

#### ◎教育長報告

○土屋教育長 日程第4、教育長報告に入ります。「①新型コロナウイルス感染症の対応について」から説明をお願いします。

○椿田指導室長 指導室からは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技観戦の取りやめについて報告します。

市教育委員会では児童・生徒にとってオリンピック・パラリンピックの競技を会場で直接観戦することは大変貴重な体験であると考え、感染症や熱中症の対策をしつつ、安全に実施する方法を検討してきました。しかし、新型コロナウイルスの変異株の感染者数や新規感染者数の増加が見られ、まん延防止措置等重点措置に引き続き、緊急事態宣言が東京都を対象に再発出されました。こうした状況を踏まえ児童・生徒の安全を第一に考え、教育委員の皆様とも調整させていただき、7月5日に市立小・中学校における東京2020オリンピック・パラリンピック競技観戦を取りやめることとしましたので報告します。

○白土学務課長 学務課からは、市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症への感染について報告します。

前定例会での報告後、小・中学校の児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した事案が複数確認されています。小学校において3名、中学校において7名の児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。いずれも調査の結果、学校活動において感染拡大の恐れがないことが確認されたことから、当該校においては臨時休業等は実施していません。

○土屋教育長 続いて「②東久留米市第二次特別支援教育推進計画策定の進捗について」の

説明をお願いします。

○樫田指導室長 「東久留米市第二次特別支援教育推進計画の進捗について」報告します。本計画については、昨年度に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により推進計画策定委員会を開催することができなかったこと。また、市立各小・中学校において児童・生徒の安全・安心の確保のため新型コロナウイルス感染症予防策に徹底して取り組む必要があり、第一次推進計画に記載された取組内容について様々な検証活動の実施が難しい状況であったことから、策定を今年度に延期したものです。内容については統括指導主事から説明します。

○今野統括指導主事 資料の「第二次東久留米市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱」をご覧ください。第1により策定委員会を設置しました。策定委員会の委員は別添にあります7名です。策定委員会は全4回を予定しており、これまでに2回の策定委員会を終えました。この中において市の特別支援教育の取組状況等を把握し、策定に当たっての基礎資料とするため、1学期中に実施した特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者を対象とした保護者アンケートの結果についても分析しました。

今後も第二次推進計画の策定に向けて協議を進め、素案について教育委員会に報告を行う予定です。

○土屋教育長 ご質問はありますか。

○馬場教育委員 保護者アンケートの内容について伺います。授業や通学に関わることなどいろいろあると思いますし、また、どのぐらいの範囲でアンケートをとったのですか。

○今野統括指導主事 保護者アンケートについては特別支援学級の固定学級、通級指導学級、特別支援教室のそれぞれに実施しました。いずれも10問程度の設問があり、特別支援学級を選択したきっかけや、どういう人に相談をしていたのか、さらに、特別支援学級に通うようになった後のお子さんの変容などについて伺っています。

○土屋教育長 予定していた教育長報告は以上です。他に事務局からありますか。

○白土学務課長 小学校給食に関して報告します。第5回定例会において小学校給食調理業務委託推進計画に関する保護者説明について報告しましたが、その後の経過等についての報告です。5月の報告後、対象校6校において、5月13日付で、給食の提供方式の変更等の内容及びご質問等あれば学務課までお寄せいただきたい旨を記載したお知らせを全保護者に配布しました。その後、月末までに1校で2名の保護者からご質問をいただきました。学務課では6月29日付で、当該校においては質問に対する回答とともに、不明点があれば担当までご連絡をいただきたい旨を全保護者にお知らせとして配布するとともに、質問のなかった5校についても質問がなかった旨と、不明点があれば担当までご連絡をいただきたい旨を記載し、全保護者宛にお知らせを配布しました。今後も保護者の皆様からのご質問等ありましたら丁寧に対応を行っていきます。

続いて、本村小学校及び第一小学校給食調理等業務委託の事業者選定についてです。

来年4月から市立本村小学校、第一小学校について親子調理方式による給食調理業務委託を導入するため、「東久留米市立本村小学校、第一小学校給食調理等業務に係るプロポーザル審査委員会」を設置し、優先交渉権者の特定に向けて作業を進めています。審査委員会の委員は市管理職である教育部長、教育部参事、教育総務課長、統括指導主事及び子育て支援課長とし、オブザーバーとして校長先生方、栄養士及び調理員の意見も委員会で聴取しながら事業者選定を進めていきます。現在、市のホームページ等を通じて広く事業者の募集をしています。今後は、審査委員会により、一次審査、二次審査を経て優先交渉

権者の特定を進め、本年11月には優先交渉権者を特定し、その後、契約締結に向けた協議等を行っていく予定です。優先交渉権者が特定され、協議等が整った段階で再度報告をします。

#### ◎教育委員報告

○土屋教育長 日程第5、教育委員報告に入ります。馬場委員から「①学校だよりについて」、報告をお願いします。

○馬場教育委員 コロナの報告が増えてきており、これまでと違った局面に入ってきたと思います。保護者も学校に入ることができないので、学校からのお便りやホームページの発信の内容を見て子どもたちの様子を窺い知ることしかできない状況になっています。

そのような状況ですので、学校公開がない中、子どもたちの先生を見る眼差しや、子どもたちがどのように友だちと関わっているかなどの様子が本当に分かりません。ホームページで、全部の情報ではなくても発信してくれている学校がたくさんありますが、とても詳しく様子を発信してくれている学校とそうでない学校があります。

子どもたちのプライバシー保護の問題や先生たちの事務量が多くなならない程度に、これからも発信は続けてもらいたいと思います。今は学校からの発信だけが保護者や外部の人たちが東久留米の教育を知り得る手段になっています。各学校では夏休み前の学校だよりで、子どもたちへの配慮などを各学校が工夫して書いてくれていますので、とても参考になります。現在の状況を見ると2学期以降にコロナが収まって保護者が学校に行けるようになるのは難しいようなので、引き続き各学校から発信して行ってもらいたいと思います。

○土屋教育長 続いて、尾関委員から、令和3年度東京都市町村教育委員会連合会研修推進委員会の報告をお願いします。

○尾関教育委員 8月3日に開催予定でした東京都市町村教育委員会連合会研修推進委員会は、コロナの状況により書面開催となりました。

10月8日に研修会が予定されているのですが、「教師を支える会」代表の諸富祥彦氏による「いじめや不登校対応など教師に求められる資質について」と題する講演は、オンライン開催となりました。また、来年予定されている研修会は、NPO法人の「芸術と遊び創造協会」理事長の多田千尋氏による「コロナ禍における地域教育、社会教育」と題する講演に決まりました。以上です。

○土屋教育長 ほかに何かありますか。

○宮下教育委員 私からは、地域の子どもの様子をお話しさせていただきます。

今は夏季休業中ですがコロナ禍により学校のプールが使用中止です。子どもたちはどこで泳いだり、涼をとっているかと思っていたのですが、私の家の近くにある落合川で見かけました。

落合川は水中に空気中の酸素を取り入れようということで、スロープがあります。そこに何と毎日、20人から30人ぐらいの子どもたちが密な状態で泳いでいるんです。近くの駐車場で着替えて浮き輪を持ってくる子どももいて、まさに海辺と同じような感じです。大人も川の中にいます。泳いでいる子どもたちに「冷たくないの?」と聞いたら、「冷たくない。学校のプールで泳ぐことができないから、水の中はとても気持ちがいい」と返事がありました。機会がありましたら、ここで遊んでいる子どもたちの様子を見てもらいたいと思います。密な状態なので、泳いでいるというか水遊び程度ですが…。上流には、いこいの水辺があります。あそこではもっと小さい子どもたちがたくさん集まっています。

市内の豊かな自然環境の中で、子どもたちがすくすくと成長できているということを泳いでいる姿を見ながら感じました。

○土屋教育長 ほかにありますか。

○馬場教育委員 学校からは、水深が膝丈以上だと危険だということで十分気をつけるようにと注意があります。

警察も遊んでいる子どもたちを見守ってくれているようですね。何度か見かけました。とてもありがたいと思っています。

もちろん危ない所で遊んではだめですが、それでも遊びを全部止めてしまうのではなく、私も朝晩歩いたり走ったりする時に見守るようにしていますが、地域の皆さんが遊んでいる子どもたちを見守ってくれているのが、とてもいいと思います。「危険だからそこで遊んではだめ」と止めるだけではなく、様子をそっと見てあげて、見守れるような雰囲気を持ってもらえたらいいと思います。周辺にお住いの方には迷惑がかかっているかもしれませんが、子どもたちのことを気にかけてくださっている方もたくさんいるというのを聞いて、とてもいいことだと思っています。

---

#### ◎閉会の宣告

○土屋教育長 以上で、令和3年第8回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時16分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和3年10月20日

教育長 土屋健治（自書）

署名委員 宮下英雄（自書）